「備考」欄　エラーコード＝ＱＦ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成１９年９月審査分

平成１９年９月３０日
１ 頁
〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス提供年月	サービス種類	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H19.8	15	8,405	B	サービス種類　：サービス内容と要介護度不一致：１４２１	ＱＦ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ							
990000	0000000001	請	H19.8	15	8,405	B	サービス項目　：サービス内容と要介護度不一致：１４２１	ＱＦ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ							

エラーが２つセットで出力されます。

サービスコード
（請求サービスコードは１５１４２１）

内容・・**サービス種類、サービス項目：サービス内容と要介護度不一致**

原因・・①「介護給付費請求明細書」に入力（記入）されたサービス内容のサービスコードが、被保険者欄に入力（記入）された要介護度では算定できない場合にエラーとなります。
このエラーとなるサービスは、要介護度によって異なるサービス単位が設定されています。該当被保険者の要介護度より重い要介護度のサービスコードの請求でも、軽い要介護度のサービスコードの請求でもエラーとなります。
②居宅介護支援、介護予防支援については、平成１８年４月の改正により要介護度ごとにサービスコードが設定されたため要介護度に合っていないサービスコードはエラーとなります。

対応・・①の場合は、請求明細書に入力（記入）されたサービスコードに誤りがないかを確認し、正しいサービスコードを入力（記入）して再請求してください。
②の場合は、要介護度に応じたサービスコードに修正して再請求します。

ポイント！　月の途中で要介護度が変わった場合の請求方法は５４ページをご参照ください。

「備考」欄　エラーコード＝ＱＪ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成１９年９月審査分

平成１９年９月３０日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス提供年月	サービス種類	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H19.8	15	8,405	B	サービス種類　：市町村認定の要介護度と相違：１４２１	ＱＪ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ							
990000	0000000001	請	H19.8	15	8,405	B	サービス項目　：市町村認定の要介護度と相違：１４２１	ＱＪ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ							

サービスコード
（請求サービスコードは１５１４２１）

エラーが２つセットで出力されます。

内容・・**サービス種類、サービス項目：市町村認定の要介護度と相違**

原因・・請求明細書に入力（記入）されたサービス内容のサービスコードが、保険者（市町村）が国保連の受給者台帳に登録している該当被保険者の要介護度では算定できない場合で、以下の原因が考えられます。

①変更申請等により該当被保険者の要介護度の把握を誤っていたために入力（記入）したサービスコードが受給者台帳登録の要介護度と異なった場合。

②保険者（市町村）が登録した受給者台帳の要介護度に誤りがある場合。

なお、このエラーとなるサービスは、要介護度によって異なるサービス単位が設定されています。受給者台帳登録の要介護度より重い要介護度のサービスコードの請求でも、軽い要介護度のサービスコードの請求でもエラーとなります。

③居宅介護支援、介護予防支援については、１８年４月の改正により要介護度ごとにサービスコードが設定されたため要介護度に合っていないサービスコードはエラーとなります。

対応・・最初に単純な請求誤りがないかを確認し、誤りが無ければ該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ受給者台帳に登録している要介護度を照会します。

①の単純な請求誤り、または保険者に照会の結果請求した要介護度に誤りがあった場合は、正しいサービスコードを入力（記入）して再請求します。

②の場合は、保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に受給者台帳の修正を依頼し、請求明細書は訂正無しで再請求します。

③要介護度に応じたサービスコードに修正して再請求します。また、月の途中で要介護度が変わった場合の請求方法は次ページのとおりです。

ポイント！　月の途中に要介護状態区分が変更となった場合の請求方法について

対象	項目	請求する内容
請求明細書（居宅介護支援、介護予防支援以外）	被保険者欄に入力する要介護度	変更後（月末直近）の要介護状態区分
	サービスコード	変更前後それぞれの要介護状態区分に応じたサービスコード
請求明細書（居宅介護支援、介護予防支援）	被保険者欄に入力する要介護度	変更後（月末直近）の要介護状態区分
	サービスコード	変更後（月末直近）の要介護状態区分に応じたサービスコード
給付管理票	被保険者欄に入力する要介護度	変更前後のいずれか重い方の要介護状態区分 ※要支援１＜経過的要介護＜要支援２＜要介護１＜２＜３＜４＜５ ←――――――――――――――――――→ 軽い　　重い
	支給限度基準額	変更前後のいずれか重い方の要介護状態区分に応じた支給限度基準額

〔例１〕平成１９年８月１０日に要介護３から要介護１へ変更となった場合の平成１９年８月分のサービス計画費の請求
（正）要介護１（コード２１）、居宅介護支援費（Ｉ）（サービスコード４３－２１１１）１，０００単位
（誤）要介護３（コード２３）、居宅介護支援費（Ｉ）（サービスコード４３－２２１１）１，３００単位
間違って請求した場合は、「備考」欄“エラーコード＝ＱＦ”又は“エラーコード＝ＱＪ”のエラーとなります。

〔例２〕平成１９年８月１０日に要介護１から要支援２へ変更となった場合の平成１９年８月分のサービス計画費の請求
（正）要支援２（コード１３）、介護予防支援費（サービスコード４６－２１１１）４００単位
（誤）要介護１（コード２１）、居宅介護支援費（Ｉ）（サービスコード４３－２１１１）１，０００単位
間違って請求した場合は「備考」欄“エラーコード＝ＱＡ”と同時に“エラーコード＝Ｐ４”のエラーとなります。